

大井町中小企業小口資金融資制度のご案内

大井町中小企業小口資金融資制度は、町内に事業所を有する中小企業の事業活動に必要な資金の融資を行い、町内中小企業の健全な発展及び振興を図ることを目的とした制度です。本融資制度の申込みは町内取扱金融機関（さがみ信用金庫またはスルガ銀行）の融資担当窓口をお願いします。

融資対象

【貸付利率】

1.8%

- ①中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業事業者
- ②町内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も引き続き町内で当該事業を営む予定のある者
- ③町内に住所（法人にあっては事業所の所在地）を有している者
- ④町税の納税義務者であって、町税を滞納していないこと
- ⑤返済能力があること
- ⑥この制度による資金融資の保証人になっていないこと

資金の使途及び限度額	運転資金：500万円 設備資金、運転設備併用資金：500万円
貸付利率	年利1.8%（固定）
融資期間	運転資金：5年以内 設備資金、運転設備併用資金：7年以内
信用保証	神奈川県信用保証協会の信用保証を必要とする 町は10万円を限度に保証料を補助する
取扱金融機関	さがみ信用金庫 大井支店・上大井支店（大井町金子155-1） スルガ銀行 大井松田支店（大井町金子345-1 ミラメール）

保証料補助金

町内中小企業事業者が「大井町中小企業小口資金融資」を受けるために必要となる神奈川県信用保証協会の信用保証料にかかる補助制度です。（限度額10万円）

本補助制度の申請は、保証料の支払日から30日以内に融資を受けた金融機関を経由して大井町役場地域振興課へ補助金交付申請を行う必要があります。



▲大井町中小企業
小口資金融資制度



▲大井町中小企業
保証料補助金制度

【問合せ】

大井町役場 地域振興課

神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

TEL：0465-85-5013 FAX：0465-82-3295

詳細は町ホームページ（上記二次元コード）をご確認ください